# 許可期間の延長について(申請者向け)



※R1/9/24以降の主な変更点・留意事項を青字斜体の文字で記載 ※R2/4/1以降の主な変更点・留意事項を緑字斜体の文字で記載

> 平成31年 4月 1日作成 令和元年 9月18日更新 令和2年 4月 1日更新 関東地方整備局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

#### 1. 許可期間延長の概要



特殊車両通行許可について、事業者における許可の申請の事務負担の軽減 と許可事務の迅速化を図るため、平成31年4月1日より、当面の間、一定の要 件を満たす優良事業者の車両について、許可の有効期間を、これまでの最大2 年間から4年間(超重量・超寸法車両はこれまでの最大1年間から2年間)へと 延長します。

対象となる優良事業者の車両の要件は、以下のとおりです。

- ① <u>業務支援用ETC2.0車載器を搭載し、登録を受けた車両であること</u>
  - 登録は申請支援システムより行うことができます。
- ② 違反履歴のない事業者の車両であること
  - 当面の間、過去2年以内に違反(過積載による警告等)の履歴が存在しない ことが必要です。
- ③ Gマーク認定事業所に所属する車両であること

平成31年4月1日以降、以上の要件を満たす全ての車両※の許可が対象となります。 ※既に、これまでの2年間又は1年間以内の有効期間で許可を受けている車両について は、新たに登録の手続きが必要です。(既に許可を受けている車両の有効期間延長手 続きは令和2年3月31日で受付終了しました)

(登録、許可申請の際の手続きについては次ページ以降で説明します。)



#### (参考)車両ごとの有効期間の区分

	許可	車両の通	行の法	の制限について(昭和五三	建設	省道交発第九	山六号)	道路局長通達		
区分	優良 事業者	その他	幅高さ	ム <u>3.5m</u> <u>4.3m</u> 単 車 」 セミトレーラ		16.0m <u>17.0m</u> ※1、※2、※3	第1 続けん引車の後軸の第四号へのら東洋の装置までのたさな5.85メートル公民42メートル以下の車 同にたっては15メーシル、3.5メートル以上3.5メートル本紙の専用にたっては17メメートル。 用金、約等を続けん引車の体気の形式にお用して活動する時かにあっては、続けん引車の海輪の原因 中心から当時間的の地域でのただは3.5メートルスは2.5メートルス 2.5メノールス 3.5メートルス満の自動回避部日をとトレーラ道は第1ネルス 2.5メノールス 3.5メートルス満の 日本美濃の広明 (自動回避部日をとトレーラ道は第1ネルス 2.5メノールス 3.5メートルス満の 自動回避部日をとトレーラ道は第1ネルス 2.5メリールス 3.5メートルス 3.5 に、自動=運動用モモトレーラ道は第1ネルス 2.5メリールス 3.5メートルス 3.5 に、たい、自動=運動用モモトレーラ道は第1ネルス 2.5メリールス 3.5メートルス たい、自動=運動用モモトレーラ道は第1ネルス 2.5メリールス 3.5メートルス満の 自動=運動用モモトレーラ道は第1ネルス 2.5メリールス 3.5 と、10、日本美術 3.5×10.5×10.5×10.5×10.5×10.5×10.5×10.5×10			
寸法又は重量が一定の 基準(右記別表参照) に掲げる数値のいずれ かを超える諸元の車両 (道路運送法による一 般旅客自動車運送事業 の用に供する車両を除 く)	2年以内	1 年以内	2 Righting d (m) 3.054<3.5 2 3.054<3.5 2 4.054<4.5 2 4.054<4.5 2 4.054<5.0 2 6.054<5.0 2 7.054<5.0 2 6.054<5.0 2 7.054<5.0 2 7.054 7.	Arin         J           2.7         2           2.7         2           2.7         2           2.7         2           2.7.7         27           2.7.7         27           2.8.8.4         26           2.8.9.5         30           3.9.9.9         30           3.00.6         31           3.1.3         32           3.1.3         32	M         M	21.0m※4           C	第4日日下           ○○○二           ○○□           ○○□           ○○□           ○□           ○□           ○□           ○□           ○□           ○□           ○□           ○□           ○□           ○□           ○□           ○□           ○□ <td< td=""><td>のい学れた其他学生学校にとは感染する特徴にあった。 取り続けた男性が少した。 総合して、シストロントを発展した。 な会社学校研究が、学校の学校で、 の学校の学校、 の学校 の学校 の学校 の学校 の学校 の学校  の学校  の学校  の学校  の学校  の学校  の学校  の学校</td><td>12300-1-5-4 支援制ETC20単義語。 支援制ETC20単義語。 支援項目として第に支援 支援項目について第二次 のののののである。 支援項目になった。 支援項目になった。 支援項目になった。 支援目的でののである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのでのである。 大変目のでのでのである。 大変目のでのでのでのである。 大変目のでのでのでのでのである。 大変目のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので</td><td>が装着されたものであること なな国である のであること ご言葉を動いけってかれた仕様・ ロロサ行き 発達整体総選び (TESA ポットリズを準定する ポットリズを準定する のでのよう。</td></td<>	のい学れた其他学生学校にとは感染する特徴にあった。 取り続けた男性が少した。 総合して、シストロントを発展した。 な会社学校研究が、学校の学校で、 の学校の学校、 の学校 の学校 の学校 の学校 の学校 の学校  の学校  の学校  の学校  の学校  の学校  の学校  の学校	12300-1-5-4 支援制ETC20単義語。 支援制ETC20単義語。 支援項目として第に支援 支援項目について第二次 のののののである。 支援項目になった。 支援項目になった。 支援項目になった。 支援目的でののである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのである。 大変目的でのでのである。 大変目のでのでのである。 大変目のでのでのでのである。 大変目のでのでのでのでのである。 大変目のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	が装着されたものであること なな国である のであること ご言葉を動いけってかれた仕様・ ロロサ行き 発達整体総選び (TESA ポットリズを準定する ポットリズを準定する のでのよう。
上記以外の車両	4 年以内	2年以内	$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	3.4 ELT 30.0 31.1 32.3 33.4 33.4 33.4 33.4 33.4 33.4 33.4	τ         β2         β	$\begin{array}{c} \underline{R}\underline{\dot{\alpha}}\underline{\dot{m}}\underline{n}\\ \underline{d}  (m)\\ \hline 10.0 \leq d < 10.5\\ \hline 10.5 \leq d < 11.0\\ \hline 11.0 \leq d < 11.5\\ \hline 11.5 \leq d < 12.0\\ \hline 12.0 \leq d < 12.5\\ \hline 12.5 \leq d < 12.5\\ \hline 13.5 \leq d < 13.5\\ \hline 13.5 \leq d < 14.0\\ \hline 14.0 \leq d < 14.5\\ \hline 14.5 \leq d < 15.0\\ \end{array}$	フルト (含むダ 35.0 36.2 37.4 38.7 39.9 41.1 42.3 43.5 44.8 46.0	$\begin{array}{c} \nu - \overline{\gamma} \\ \overline{\gamma} / \nu  \chi ) \\ \hline 18.0 \leq d < 18.5 \\ \hline 18.5 \leq d < 16.0 \\ \hline 18.0 \leq d < 18.5 \\ \hline 16.5 \leq d < 17.0 \\ \hline 17.0 \leq d < 17.5 \\ \hline 17.8 \leq d < 18.0 \\ \hline 18.0 \leq d < 18.5 \\ \hline 18.5 \leq d < 19.0 \\ \hline 19.0 \leq d < 19.8 \\ \hline 19.5 \leq d < 20.0 \\ \hline 20.0 \leq d \end{array}$	47.2 48.0 48.7 49.5 50.2 50.4 50.6 50.8 51.0 51.2 51.4	

(注) 軸重配分比は、小数点以下第2位を四捨五入したものとする。



## 既に許可を受けている車両に関する手続き

# 令和2年3月31日をもって受付終了しました。 令和2年4月1日以降は、 新たに許可を申請する必要があります。





#### 【留意点】

- 包括申請では、申請する全ての車両が許可期間延長の条件を満たす必要 があります。
- ② 申請者名はGマーク認定事業所名と同一である必要があります。

①について

包括申請(一の申請で複数の車両の申請を行うもの)において、1台でも条件を満たさない 車両がある場合は、許可期間延長が認められません。

(業務支援用ETC2.0車載器が未登録等)

②について

Gマーク認定事業所名「〇〇運輸 ××支社」の車両で許可期間延長申請を行う場合は、 申請者名を「〇〇運輸 ××支社」としてください。

(変更申請、更新申請についても同様とします)

※システム改修に伴い、申請書作成状況一覧の許可期間延長のメッセージが表示された 「申請書作成状況一覧画面のキャプチャ」の提出は不要になります。



許可期間延長制度を利用した新規の申請を行うためには以下の手順が必要です。(超重量・超寸法の車両の場合は2年を1年に、4年を2年に読み替えてください。)

- ① 業務支援用ETC2.0車載器の登録
- ② 許可期間が4年の申請書を作成

ー申請支援システムにて申請書入力時に通行期間を(2年⇒)4年とする。

③ 許可期間が4年の申請が可能であるかを確認

ー申請書作成状況一覧で確認を行い、 許可期間の延長が認められるかを確認してください。 (9/24以降は画面キャプチャの取得は不要です。)

		中間本部	(書、申請データ5 作成となっている を取り消す場合( 書の確認を行う) データを国道事 (書・申請データの)	ダウンロード3 場合、メッセー ま、「キャンセル 島合は、申請デ 新所に提出する	「る場合は、それら ジ内容を確認し、 リボダンを押して 一タを一度ダウン 場合は、提出ボタ 日です。作成完了	それ「ダウンロード」ボダンを押して下さい。 申請書を再度作為して下さい。 FRU、 ロートし、「申請データの算定」ボダンを押して下さい。 シンを押して下さい。 *から35日で算算されますので、提出限は「ダウンロード」ボダンでデータをダウンロー	やしてください。	
		10.61	中质器作成子的 受付日時	作编队汉	Bable7.049	xy=-1/	No	
		0744530778	干成11年03月11日	0457	〒4633年43月11日	ETC2.0の登録及び違反履歴の確認の結果、許可期間延長申請が可能です。	058 085-0	9770-8 9770-8
🕢 н	は書も担山せる	00100011	1001109	17804.7	104518:55	計可期间延長申請のため、「Gマーク認定書の与し」を添付してくたさい。	NEWA	211 972/0-F
4 <del>4</del> -	「雨書を提口9 る 「下記の書類を添付する。 ● <del>③で取得した画面キャプチャ</del> (提出 ● Gマーク認定証の写し	~3	要)		Dia		出不当	要

由諸聿作成廿辺一階

#### 【①】ETC2.0車載器の登録



国十交诵省

#### 【②】許可期間が4年の申請書を作成







#### 【③】許可期間が4年の申請が可能であるかを確認

#### 申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。 申請データを国道事務所に提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

#### 申請書・申請データの保存期間は35日です。作成完了から35日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

申請番号	申請書作成予約 受付日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ	操作		
0016539178 <sup>픽</sup>			平成31年03月11日 18時18分		● 申請書	ダウンロード	
	平成31年03月11日 18時18分	作成完了		EIC2.000登録及び違反復歴の確認の結果、計可期間延長申請か可能です。 許可期間延長申請のため、「Gマーク認定書の写し」を添付してください。	申請データ	ダウンロード 提出	
					算定結果	ダウンロード	
						,	

前画面へ戻る 経路図作成状況一覧 画面再読み込み 申請データの算行

このメッセージが出ていれば、許可期間4年(従来許可期間2年の場合)又は許可期間2年 (従来許可期間1年の場合)での申請が可能です。

※画面キャプチャの取得および申請時の添付は不要になります。







有効期間 平成29年1月1日~平成32年12月31日

平成28年12月15日 国土交通大臣指定 全国貨幣的動車運送適正化事業実施機構 公益社团法人 全日本トラック場合 会 長 星野 良王

(4年間)



#### 4. その他

〇一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両の期間延長に つきましては、最大4年まで期間を延長することが可能です。

※ Gマーク認定証の代わりに一般旅客自動車運送事業の許可証の 写しを添付が必要となります。また、申請者名は一般旅客自動車運 送事業者の許可を受けた者と同一の名称で申請する必要がありま す。

〇なお、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両の期間延長の手続きが他の車両と異なるため、期間延長に関しては、道路管理者の窓口までお問い合わせください。